

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社エス・サイエンス
代表者名 代表取締役社長 品田 守敏
(コ・ド番号 5721 東・大証第一部)
問合せ先 常務取締役 太田 洋三
(TEL 03 - 3216 - 6431)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議について

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

【内部統制システム構築の基本方針】

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法 362 条第 4 項第 6 号)
 - (1) 企業倫理に基づき、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令・定款の遵守及び社会倫理の遵守、各ステークホルダーへの誠実な対応と透明性のある経営、事業活動による価値創造を通じた社会への貢献を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動規範、企業行動基準に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守および浸透を率先垂範して行う。
 - (3) 代表取締役は、内部統制担当責任者を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握並びにリスク管理に努める。内部統制担当責任者はコンプライアンス上の重要な問題点を審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
 - (4) 役職員の法令・定款違反については取締役会にて具体的な処分を決定する。
2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)
 - (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - (2) 当社グループの役員・使用人が当社グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、代表取締役並びに内部統制担当責任者に報告するものとする。内部統制担当者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。
 - (3) 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして使用人が直接報告するコンプライアンスホットラインを設ける。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。報告・通報を受けた内部統制担当責任者はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 取締役は、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、取締役を決定者とする決定書類及びその他取締役の職務の執行に関する重要な付属書類など、その職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)及びその他の重要な情報を、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存し、かつ管理する。
- (2) 取締役会議長は、上記(1)における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者(以下、「統制監視責任者」という。)となる。この責任者の任務には、会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。なお、総務担当取締役は、統制監視責任者を補佐する。
- (3) 上記(1)に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) リスク管理規定に基づき、取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、実践的な運用を行う。
- (2) 当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、内部統制担当責任者を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。当社グループの横断的リスクマネジメント体制の計画、整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行い、取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- (3) 上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - 役員・使用人の不正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - 取引先等の財務状況の悪化により、損失を被るリスク
 - 金利、有価証券及び製品等の価格、為替等さまざまな市場のリスクファクターの変動により保有する資産及び製品の購入価格並びに販売価格が変動し、損失を被るリスク
 - 財務内容の悪化、信用力低下等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合等により損失を被るリスク
 - 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
 - その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項第3号)

- (1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。なお、代表取締役は、当社グループ全体組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行う。
- (2) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - 職務権限・意思決定ルールの方策
 - 取締役・執行役員を構成員とする取締役会の設置
 - 取締役会による中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績の月次業績のレビューと改善策の実施

6. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項第5号)

- (1) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- (3) 代表取締役及び業務を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、代表取締役が、当社グループ各

社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。

- (4) 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要性に応じ取締役会等に報告されなければならない。
- (5) 監査役が、監査役自ら又は当社グループ監査役会を通じて当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び業務監査部門との緊密な連携等の確な体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び2号)

- (1) 監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任で且つ計数的な知見を十分に有する使用人を監査役付として置くものとする。
- (2) 監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行うと共に、当社グループ会社の監査役を兼務可能とするが、グループ会社の業務の執行に係る役職は兼務しない。
- (3) 監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意をえる。
- (4) 監査役付の人事考課については、常勤監査役が行うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 代表取締役及び業務を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告をおこなう。

会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの

社内外へ環境、安全、衛生又は製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの

企業行動基準、グループ企業倫理規程への違反で重大なもの

その他上記 ~ に準じる事項

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する。当該社外監査役は、当社が定める独立性要件を満足するものとし、その独立性要件は、監査役会が承認した監査役会規定並びに監査役監査基準により定める。
- (2) 当社グループ監査役会は、独自に意見形成するため、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設ける。監査役会は、とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

以上